

第471回（定例）福崎町議会会議録

平成29年3月27日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年3月27日、第471回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
総括質疑に入ります前に、吉田企画財政課長から発言の申し出がありますので許可いたします。

企画財政課長 議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算についての宮内議員の質疑にて、下水道事業会計への繰り出しであります負担金・補助金・出資金について、性質別は繰出金であると認識しているとお答えいたしました。決算統計の作成要領にて確認したところ、法適用の公営事業会計への負担金・補助金は補助費等に、出資金は出資金の性質に分類するというので、お手元の資料のとおり、訂正し、おわび申し上げます。

議 長 それでは、総括質疑に入ります。  
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。

4 番 質疑はありませんか。  
議案第21号説明資料の1ページの下欄に平成29年度の職員数が揭示されています。これを見ますと、正規の一般職156名、再任用4名、嘱託・臨時職員が92名となっております。私の一般質問でも言いましたけれども、保育士全体の中で、正規職員が3分の1しかないと、そういう質問をしましたけれども、きょうは職員全体の話をしていただきたいと思っております。

本町の正規の職員数は、県内の他の町と比べて、人口比率で多いのか少ないのか、この資料では156名が正規職員数になっておりますけれども、これについて少ないのかどうか、ちょっと気になってる点があります。役場全体では252名、アルバイト職員を除いての人数ですけれども、正規の職員が再任用4名を含んで160名、全体から言いますと63%、約6割が正規の職員であります。逆に約4割が嘱託とか臨時職員であります。若干、正規職員数が少ないように思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

町 長 議員さんの感覚では、正職員が少ないと、こういうことでありますけれども、私どもが役場へ入った今から数十年前は、人口100人に正規職員1人、こういったような形と言われておりました。当然、そこら辺は自治体の規模等によって変わってくると思うわけでありまして、これら等につきましても、平成19年から含めました形の中で、総務省から地方職員、特に県の職員、市町村職員、それぞれにおける分野で、5%削減といったような事と言われてまいりました。それら等に合わせた形で、正職を減らしたわけでありまして、しかし、近年、それぞれの国における、そういったような基準等、また、先ほどお話がありましたように、子ども等を含む形の中での保育所の措置費、人件費のあり方等、これら等は保育所、いわゆる国・県・町、または保育料を充当するわけでありまして、それだけでは全く足りないといったような形の中で、それぞれ一般財源の継ぎ足し分があるといったような形でありました。

私、この2月に県下の12町の町長とともに長崎県の波佐見町というところに

視察研修に行きました。ここは、人口約1万5,500人であったわけでありま  
すけれども、正職員は105人、また嘱託職員がほとんどいないといったような  
形で、アウトソーシングで、それぞれの形の中で進めておるといったような形  
がありました。当然、住民サービスの関係について問い合わせをしたわけでありま  
すけれども、今のところ住民からはそういったようなサービス不満は出ていない  
ということであります。そういったような形の中では、知恵、知識、そういった  
ようなものを含めながら、考えていくといったような形がとれるのではないかと  
思っております。

いずれにいたしましても、所信表明でも申し上げましたように、職員の創意工  
夫に基づくもので、こういったような形の分野ができ上がってくるものと思っ  
ております。今後につきましても、厳しい財政事情が考えられてくるわけであり  
まして、その中における部分では、いろんな形の中で職員同士がどのような形  
の中で取り組みを見詰めていくのかといったような事からも含めまして、検討は加  
えていきたいというように思っております。

また、時代とともに、職員のあり方等の編さん、方向性も変わってくるもの  
と思っておりますので、その点も含めまして、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

4 番 今、町長のほうから、昔は人口100人に1人と、そういう時代がありました。  
人口100人に1人にしましたら、福崎町人口19,500、19,600人と  
したら、195、6名になるわけでありましてけれども、まあまあ、国のほうから  
も5%削減とか、いろいろ指導等があるかと思ひますけれども、人員削減につ  
いては、限界というものの、限度があるのも事実であります。心配しますのは、こ  
れ以上正規職員が減りますと、一番心配されるのは行政サービスの低下につな  
がる恐れがある。今、町長のほうから長崎県の視察の結果、その市では1万5,  
500人で、105名、嘱託もなしで、実質行政サービス遂行されていると、そ  
ういう少数精鋭の市町もあろうかと思ひますけれども、その行政サービスの低下  
という点で、若干危惧しておりますから、これから業務量に応じた適正なる人員  
配置等、よく精査していただきたいと思ひます。

それから、その同じ資料に、嘱託・臨時職員が92名とあがっております。嘱  
託常勤と非常勤、それから、臨時の職員、それぞれの内訳をちょっとお尋ねした  
いと思うんですが、わかりましたらお願いいたします。

総務課長 臨時職員と嘱託職員、この違いというのは契約期間が1年を超えるか1年以  
内かということなんですが、その長い嘱託職員は62名、それから臨時職員は3  
0名となっております。

この非常勤、常勤の違いですが、これは臨時職員は基本的には全部常勤職員と  
なっております。嘱託職員の常勤、非常勤の違いなんですが、ちょっと資料、手  
元に持っていないんですが、大体ほぼ8割が非常勤職員になるかというふうに思  
っております。

4 番 嘱託職員の非常勤が約8割と言われました。本町のその嘱託職員の任用に関す  
る要綱を見ておりましたら、地方公務員法の3条3項3号のいわゆる非常勤の嘱  
託として、規定あるんですがけれども、その中では、常勤とか非常勤問わずに、全  
て嘱託職員は3条3項という規定になっておりますので、ちょっと心配はしてる  
んですが、実はその地方公務員法の3条3項3号に規定する臨時または非常勤の  
顧問、参与、調査員、これは非常勤の特別職であるんですね。何が言いたいかと  
言いましたら、また、地方公務員法の第4条で、地方公務員法は全て一般職に適  
用されますので、特別職は適用されない。全面適用を受けないわけです。したが  
って、その嘱託職員は地方公務員法の中で規定する職務に専念義務ですとか、あ

るいは争議行為の禁止、あるいは営利企業等の従事制限とか、さまざまな制約が地方公務員法の中で遵守義務があるわけですけれども、そういった場合に、嘱託職員について、地方公務員法が適用されないとすれば、業務執行上に何かこう問題が起きそうな気がするんですが、その点はいかがでしょうか。

総務課長 先ほど議員さんのほうから質問をいただいた3条3項、特別公務員だということなんですが、嘱託職員の中には17条の部分、うたってございます。ですので、17条につきましては、地方公務員法の適用範囲になるかとは思いますが、ただ、今、国のほうでも、そういった非常勤職員、それからこの臨時職員等についての、位置づけというんですかね、その任用制度がはっきり定まっていなくて、法律で整備されていないというところもございまして、今はちょうどその改革をしているところもございまして、恐らくここ一、二年の間に法整備が進むものと思います。そういった中でその非常勤職員、また、正規職員でないような職員の位置づけというものが、法律で明確化してくるかと思しますので、そういった中で、当然、条例等の改正も進めながら、そういった非常勤職員の位置づけをはっきり、しっかりしていきたいというふうには思っております。

4番 非常勤の特別職はその地方公務員法3条3項なんですね。総務課長言われた17条については、一般職の非常勤職員を定義しています。22条については臨時的任用職員の規定はあるわけですね。確かにその常勤嘱託という位置づけは法律上どこにも明確な規定がないわけでありまして、今、総務課長言われたように、総務省のほうでは、もう少し地方公共団体について、定数外職員の取り扱いについては、かなり細かい指導はされています。ここに平成21年に総務省から出された通知が21年通知としてあるんですけれども、なかなかその21年の通知で全国の公共団体では、その定数外職員の取り扱いをきちっと整理されていないということで、26年にさらに詳しい通知がされています。ですから今総務課長言われたのが、近いうちにその総務省の考え方を踏まえて整理されると思うんですが、本町も先ほど申し上げましたように、臨時的任用職員というのは、町長よくもうご存じのように、6カ月の任用で1回だけ更新して、再任用はないと言われてるんですけれども、それを次、2年目も更新してもよいというのがこの26年通知の中で、そのよいというのは新たな臨時的任用職員としての考え方をしたら、継続して雇用できると言われてますので、そういうことも含めて、1度福崎町の嘱託職員あるいは臨時職員の要綱等もきちっと整理されたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 予算と特に関係ないようでございますので、最後の答弁してください。

4番 それは正規職員か臨時で予算に大いに関係しますから、人件費に関係しますから。

町長 もう言われるまでもなく、21年通知でありますとか、そういったようなところ、臨時的任用で期間を定めてといったような特別職のあり方等につきましては、これら等は報酬で支払わなければならない。また、規定としては、そういったような取り扱いをするように規定を変更する、もしくは条例を整備するといったような形が言われておりました。兵庫県下における12町の中で、それら等に対応しておるのは今、1町のみと、猪名川町のみといったような形になっておりました。それら等を含めた形の中で、これら等を研究するということからは私も副町長時代からずっと担当のほうに申し上げておったわけでありまして、なかなか他町が動かないということもあって、それら等研究になかなか至らなかったというのは今の現状であります。今、質問議員が言われましたように、国において、こういったような形の中での臨時嘱託職員等、時間を含めた形の中、ま

た扶養のあり方とか、年金の取り扱いであるとか、そういったような事からも含めて細かく言われておりますので、それら等を含めて、研究はしてまいりたいというように思っています。

議 長 ほかにございませんか。  
1 1 番 同じページの職員の配置についてお尋ねをするものでございます。  
これは、平成28年度におきましては、地域包括支援センターのその運営費として、1名が計上されているわけですが、この29年度におきましては、これがゼロになっているわけなんですね。まずその辺からお尋ねをしたいと思います。

町 長 この地域包括支援センターの人件費分等につきましては、制度を含めた形の中で計画を立て、地域支援事業としての取り扱いといったような形で、介護保険事業特別会計のほうにこの人件費を回したというところでありまして、見ていただいたらわかりますように、一般職1名、嘱託・臨時職員1名、昨年よりも介護保険でふやしておると、こういうことであります。

1 1 番 子育て世代の地域包括支援センター事業というのは、今年の9月から実施されているわけなんですね。これ確かご答弁であったというふうに記憶しておりますけれども、そういう中におきまして、あの部分については、その職員さんの給与そのものが記入されていなかったという形でもってお聞きをしたわけですが、職員が配置されているというふうになれば、ここに計上されてもいいんじゃないかなという感じがするわけなんですね。といいますのも、この一番下の欄に、職員人件費総額というふうに書いてありまして、特別職も3名も含まれているわけでありまして、その人数が先ほど志水議員が言われたように、その職員、人数が計上されていますので、この辺のところ、どこからそういうふうな給与を出しているのかなという形でもって、ちょっと疑問がありましたので、ご質疑をしているわけでございます。もう一度ご答弁をお願いします。

総務課 長 この、今言われた分につきましては、合計欄にはその地域包括支援センター運営分、この減った分が今町長が言われましたように、介護保険の特別会計に移っておりますので、去年とは比較しても特に変わらないというふうには思います。ただ、これはあくまで予算でございますので、実際4月異動が決まりますので、必ずその28年度が、これは全体のことの話なんですけど、必ずこのまま4月1日の配置がこうやということではないので、そのあたりはちょっと十分配慮していただけたらというふうに思います。

議 長 ほかにございませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。  
3月7日の本会議2日目において、議案28件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。  
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。  
まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。  
事務局に審査報告書を朗読させます。  
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、宮内委員長。

宮内予算審査 予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員長 本定例議会2日目、3月7日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、宮内富夫、副委員長に牛尾雅一議員が選出されました。予算審査特別委員会に付託されました議案は7件で、3月8日、9日、13日の3日間にわたり慎重審議、審査を行いました。

審査の結果につきましては、先ほど事務局朗読のとおりであります。なお、予算審査特別委員会は議長を除く全議員でありますから、質問や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に改め報告すべきものと点に絞って報告をさせていただきます。

まず最初に、平成29年度一般会計予算の概要説明を受け、委員から「普通交付税はトップランナー方式の見込みとなっている。減収はどれだけ見込んだのか」の問いに、「普通交付税は算定額に比べて3,000万円増となっていますので、減収ではなく、トップランナー方式として需要額を見込み、また、収入としても規定された割合を用いて、基準財政収入額を算定しているという意味です。」

歳入では、「特別交付税は災害など、いろいろな要因があって、国が状況をつかんで決めるものだ。橋本町長になってかなりふえているのか、予算の算定はどうしているのか」の問いに、「28年度は交付税の全体の5%ということを知っていましたが、補正予算でも7,500万円から9,000万円にしています。29年度以降も総額の6%が続くということで、9,000万円といたしました。町長が替わったからふえるということではありません。特殊財政需要といった形で出てきます。特殊財政需要といった形の中で、報告をしながら対応するわけですが、基本的には豪雪や災害時に配分されます。しかし、福崎町も特殊財政需要がありますので、協調しながら国や県に報告しているところ です。」

「県の行革で補助率の変わったものはあるのか」の問いに、「老人クラブ運営補助金が3分の2から2分の1に変わりました。有害鳥獣の関係でも、若干県の補助金の割合が変わっています。今、把握しているのはこの2点です。」

歳出におきまして、まず、総務費では「旅費に絡むことで、30年度、児童生徒の研修実施に向けた視察現地調査とあるが、遠野市へは誰が行き、どのような成果があるのか」の問いに、「視察研修ということで、教育長、学校教育課長、西・東中学校の校長が2泊3日で行くつもりです。29年度は先生が行き、次年度から生徒が行くように計画しています。生徒が行く視察場所や内容の調整となります。」

「交流事業が徐々に拡大しているが、将来的なビジョンは」の問いに「26年度に友好都市連携をしました。そのときに、できるだけ長く交流を深めていくために、大きなことはできなくても、未来、末永く交流することで、文化・観光の交流をするというのが主になっています。」

「カップが現在停止している。修理は28年度か29年度か」の問いに「28年度で対応する」との答弁があり、「では、機械類は何年もつのか、どのように何年計画でつくっていくのか。例えば、駅前から辻川まで妖怪をいっぱい並べるとか」の問いに「地方創生推進交付金の中で、駅前と辻川界限をつなぐ動線をつくっていこうと考えています。JR福崎駅をおりられた観光客が辻川界限に歩いていただけるような仕掛けも推進交付金を使って、まちづくり計画を

策定し、計画の推進に当たっていきたいと考えています。」

民生費では「個人番号カードの交付が1,011人で県下最下位と聞くが、いい感じがしない。個人的な考えもあると思うが、交付がふえるような何か対策は」の問いに、「カードについては利用する機会がないということで伸び悩んでいるところでもあります。今のところ、広報での周知ということだけです。」

「他市町では、受付で写真のサービスをしているところがある。自分で写真を撮り、申請するのは面倒だ」の問いに、「そのようなサービスをしている他市町もあることは聞いていますが、当町では人間的なものがあり、写真サービスをしていないのが現状です。」

「国民健康保険事業繰出金1億4,533万4,000円、この金額は年々大きくなってきているように思う。法定繰り入れはどれぐらいあるのか、国保の保険税が高いため、一般会計から繰出金をふやすと、国保加入者の保険料が下がるのでありがたいが、国保の加入者は福崎町の4割ぐらいになるだろう。必要以上に繰り出すのも別の問題が出てくる。考え方を含め、尋ねたい。」「国保自体の歳入歳出は国保会計でという考え方があります。その他法定外繰入を国が認めないというような考え方に移行していきます。県営化に向けて、その流れが加速すると思います。」

「保健衛生費の新生児聴覚検診助成金65万円が計上されている。説明を求める。」「29年度新規事業になります。新生児に対して、上限5,000円とし、聴覚障害児の早期発見という観点から助成するものです。」「生後何カ月との制限はあるのか、検診料金は幾らほどか」との問いに、「出生後1週間です。入院中の新生児に、音に対する脳波をとり、反応するかどうか検査します。聴覚スクリーニング検査といいます。産婦人科病院のほうで今導入され、医療機関で異なりますが、おおむね5,000円前後の検診料です。」

農林水産業費では、「バンガロー解体工事費150万円について、現在何棟あり、今回解体するのは何棟か」との問いに、「10棟あり、3棟解体し、7棟で運営します。」「バンガローの使用状況は」の問いに、「使用件数は26年度が38件、27年度は53件、28年度は現在51件です。」「使用状況の数値について、多いのか少ないか」の問いに、「開園当時は270件程度の使用がありましたが、それに比べると少ないと認識しています。」「使用が少ないのであれば、全棟取り壊すという考えはないのか」の問いに、「バンガローだけではなく、春日山全体として、ふれあい会館、テニスコート、グラウンド等があります。また、春日山には城跡もあり、一番いい方法をとりたいと思います。バンガローの建てかえはできませんが、エアコンなどの設置も希望していますが、そこまでできないという状況です。」

商工費におきましては、「観光グッズ開発委託料について、開発を委託するのは何品目か」の問いに、「地方創生推進交付金で目指す地域の稼ぐ力をつけるため、食品やプラモデルで妖怪を生かした商品の開発を目指しています。妖怪をテーマにファンに愛されるようなものをつくり、観光協会の自立に向けた取り組みをしたいと考えています。」「妖怪ベンチは幾らつくるのか」の問いに、「県の補助金をいただき実施するものと、地方創生の補助金があります。県部分は6体、地方創生は1体です。ベンチに座って記念撮影ができるようなベンチをつくる予定です。」

土木費では、「橋梁補修や架け替えは、順序づけた計画ができ上がっているのか」の問いに、「平成25年3月に道路橋長寿命化修繕計画を定めています。29年度は42橋の点検を行います。補修・修繕・架け替えについては、長寿

命化計画の中で順序づけて計画しています。」

公園整備費、「公園整備工事費650万円の中身は」の問いに、「側溝が滑りやすいということですので、自然石に貼りかえます。また、飛び石を配置して、子どもが遊べるようにしたいと思っています。トイレは次年度以降となります。」

消防費につきましては、防災訓練について、「町としてどの職責まで参加させるのか、また、開催時期は」との問いに、「職員の範囲については、まだ具体的には考えておりません。開催日は10月29日と考えています。」「訓練は自衛隊も参加願うのか」、「参加を要請しています。」

教育費では、支援システムについて、「小学校の成績処理にパソコンを使うということだが、流出防止策は。流出しないように特に注意をしてもらいたい」の問いに、「全て学校のみで使用する、学校外に資料を持ち出す場合は、校長の許可が必要とし、基本的には許可しないということで運用します。」

「子どもの貧困が問題となっている。学校給食に対し、町の援助の考え方は、市川町では300万円の軽減を始める」の問いに、「町単独での給食免除は考えていません。給食は給食法に基づき、安心・安全に行うため、給食業務の委託も考えていきたいと思っています。」

「教育委員会ではこういう議論になったことはないのか」の問いに、「相生市ではこのような取り組みがなされているという話を聞いたことがあります。福崎町も続こうという議論はしたことはありません。」

「相生市では全額補助、佐用町では半額補助、養父市では2人目以降半額補助と増加してきている。状況は常に把握してほしい」の問いに、「現在の福崎町の財政状況からすると、そこまで手が届かないということです。」

続きまして、議案第22号、国民健康保険事業特別会計予算の概要説明を受け、医療費の伸びの見込みについて、「ベースとなる28年度の決算見込み、最終的にもっと伸びが少なく、基金が多く残るとということにはならないか、予算編成時期からかなり時間もたっているはずだ、現時点の見込みについて報告を」の問いに、「高額医療に係る部分は非常にふえています。また、高額療養費も12月補正でお願いしたわけですので、全て伸びているということです。事業計画に比べても伸びています。ただ、1月については少し減りました。もし、剰余金が出れば、30年以降に使わせていただきたいと思います。」「もっとお金が残ると思う。それが1点、あとは給付費の伸びをどの程度見ているか」の問いに、「給付費の伸びは予算で、当初予算で3.8%増を見込んでいます。」「給付費が本当にこれほど伸びるのか、最終の税収もふえている。最終予算額で比較すると、こんなに医療費の伸びも見込まなくてもいいのでは」の問いに、「収納率も94%見込んでおり、また税収の伸びや税率改正を見込んでのことです。決して多くないと思います。」「歳入歳出バランスから言えば、税収を伸ばし過ぎだと思う」の問いに、「予算比3.8%増で反対に決算見込みからは1.5%減となっています。そう多く医療費を見込んでいるという認識はありません。基金は保険給付費の1カ月ぐらい最低限持つておかなければならないということです。平成30年度から運営が県になります。保険料は必ず上がるような財源構成となります。基金を活用しながら、負担を緩やかな形としていきたいと考えています。介護・後期高齢も同じく伸びています。このままでは平成30年度に1度に負担を求めることとなりますので、一定の範囲で基金を活用しながら、対応したいと考えています。」

なお、反対討論があり、内容は、被保険者が4,400人となっている。税率

の9. 2%引き上げを見込んでおり、一方で基金残高については、28年度同額と見込んでいる。被保険者の生活が厳しくなる中で、基金を取り崩さず、保険料を上げることは反対との討論を申し添えております。

次に、平成29年度後期後期高齢者医療事業特別会計についての概要説明があり、「市町によって医療レベルが違う。福崎町は1人に対して医療費が少ないほうだと思うが、こういう内容はどこで公開されているのか。」「インターネットでの公開はありません。広域連合の内部資料となっています。」

続きまして、議案第23号、介護保険事業特別会計概要説明について、特にありませんでした。在宅医療介護連携センター運営委託料について、「これは輪番で行うか」の問いに、「輪番ではなく、各市町で設置しなければなりません。共同でも設置できますので、神崎郡3町で医師会へ委託する」ということです。具体的な内容の問いに、「今後の研修、課題の発見とか、決めていきます。将来的に専門職の人材不足、訪問医療等の課題も出てきます。医師会を中心に話し合いをしていただく機関として依頼したいと考えています。3町が方向性を見つけるための資料となる説明を県から受ける予定です。」「3町と医師会が一緒になって包括支援事業について考えていくということか、具体的なことは何も決まっていらないのか」の問いに、「医者が減る中で、どういうふうに医療体制と地域としての体制をどこまで委託できるのか、行政が担当するところ、医師会が担当するところを煮詰めて委託するということです。」

平成29年度福崎町水道事業会計予算について、概要説明を受け、実施計画書の審議では、「工業団地の貯水槽で以前に改修したのは何年前だったのか、今回で計上されている予算の工事内容」の問いに、「工業用水道の配水池をつくったときで、平成7年から9年と思います。工業用水道で使用した配水池を内装のやりかえで上水道に使用していました。現在、上水道で使用している1,500トンタンクを新設更新する工事です。」

続きまして、平成29年度福崎町工業用水道事業会計予算について、「本会議でも若干説明があったが、再度値上げの必要性の説明を求める。」「このたびの下水道事業に合わせ、工業団地内の送水管一部を更新しました。その分について、値上げが必要ということです。10年間を見込んで10%の値上げを行い、今後残っている老朽管をいつごろ更新するかで値上げの時期が変わってきます。財政計画では、平成37年度ぐらいから、残りの部分についても計画的に更新していくこととしています。このため、10年後に再度の値上げをしていく必要性が出てきます。工業団地協議会とは、耐用年数が40年とはいえ、40年過ぎるとすぐにだめになる管ではないので、10年後ぐらいには様子を見て考えていこうということをお話しています。」

続きまして、29年度福崎町下水道事業会計予算について、「公共下水道では3年以内に接続という規定があるが、その期間を超えて接続されていないところは何件あるのか」の問いに、「くみ取りの家については3年以内という義務が課されています。くみ取り件数については、確認しないとわかりません。合併浄化槽については、供用開始後10年使われているところもあります。我々も定期的に切りかえを依頼はしていますが、強制的にできるものではありません。」

総括質疑を残し、各議案の審議を終了し、現地視察を行いました。現地視察に、駅前住宅団地、JR福崎駅前西駐車場予定地、八千種自然活用村の3カ所を視察しました。その後、総括質疑において、「駅前団地については、完成は2年後になるとして、入居募集はどのように考えているか。」「今、駅前住宅の方

に移っていただき、次に近隣の町営住宅の方に移る希望を聞き、もし空きがあるなら募集という形を考えています。」

最後に、一般会計、特別会計、企業会計の7議案について、委員各位には、ご精励を賜り、慎重審議の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、予算審査特別委員長の報告といたします。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 3月7日に総務文教常任委員会に付託されました議案の審査を行いました。

常任委員長 審査結果について、その概要を含めて、報告をさせていただきます。

委員会は3月14日火曜日に開催し、付託されました議案第2号から議案第4号、及び議案第14号の4議案を慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局からの朗読のとおり、全ての付託議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

審査の過程で委員からの質問について簡単に補足説明をさせていただきます。

議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、上位法令で地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするもので、その主な内容は、非常勤職員が出産し、その子が2歳に達するまでに任期がないと育児休業がとれませんでした、2歳を、1歳6カ月に緩和する条例改正であります。

次に、議案第3号、福崎町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この改正は、報酬審議会から交通指導員の報酬の引き下げが望ましいとの答申を受け、報酬の額を年額90万円を日額2,000円に改め、附則の中で経過措置として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは日額3,500円とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までは日額2,500円に改正しようとするものであります。

委員から「経過措置の間はどれぐらいの報酬になるのか」との質問に、「平成29年度では約70万、平成31年度は約40万の予定である」との答弁がありました。また、委員から「勤務時間はどれぐらいか」の質問に、「基本的には7時10分から8時10分の1時間程度」との答弁もございました。

次に、議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。この条例は、消費税の引き上げが平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期されたことから、法人町民税の法人税率を9.7%から6%に引き下げる時期を、消費税率の引き上げ延期に合わせ、2年半引き下げを延期することや、軽自動車税等に関しても同様の趣旨で、それぞれ必要な条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第4号)につい

てであります。補正の主なものは、歳出予算では認定こども園費で、国の多子軽減制度により、私立認定こども園施設給付費負担金の1,830万円の増額補正を行い、減額補正の大きな要因は、土木費、福崎駅周辺整備費で、事業費の総額を4億4,050万円の減額と、12月補正に計上されました地方創生拠点事業で不採択となりましたもちむぎの館とエルデホールの事業の1億2,000万円の減額であります。

次に、歳入では、歳出の増減に伴う、それぞれの財源構成と、町税では町民税で680万円、法人税で1,800万円の減、町税全体で1,920万円の減収を見込まれております。

次に、繰越明許費では、個人番号関連事業で148万円と、地方創生拠点整備事業で採択された4,600万円、福崎駅周辺整備の補助事業で4億7,200万円、これは単独事業でありますけれども、1,000万円、都市再生整備事業で2億9,400万円の五つの事業で、合計8億2,348万円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

委員から「臨時給付金547万5,000円の減額の理由について」の質問に、「当初予算で国の算出方式で見積もっておりましたが、支給対象者が少なかった」とのことです。

次に、「駅前周辺整備で約4億4,000万円の減額補正であるが、予定事業の未執行によるものか」、事業の進捗状況についての質問があり、「減額は当初予算で国庫補助金を多目に見積もっていたことから、減額するものである」との答弁がありました。また、事業の進捗については、おおむね順調であります。1件の地主との用地交渉に苦慮しており、最終的には強制的な執行をせざるを得ないかもしれないとの報告がございました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

◇

議 長 会議を再開いたします。

朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり 本会議において、民生まちづくり常任委員会に付託された案件につきまして、  
常任委員長 補足説明をいたします。

委員会は3月15日水曜日に開催し、本委員会に付託されました議案第5号から議案第13号、議案第15号から議案第20号、議案第28号、議案第29号の計17件について審議いたしました。

議案ごとに、委員から出された主な質疑を紹介して、審査経過の報告といたし

ます。

まず、議案第5号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、委員から「今回、新たに制定される仮設トイレのくみ取り手数料は、中播衛生管内の自治体は共同歩調なのか」との問いに対し、「姫路市はこの料金で施行されており、神崎郡内は共同歩調です」との答弁がありました。

議案第6号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員から「第3備蓄倉庫の規模は、第1、第2防災備蓄倉庫と比べてどうか、また、備品はどのくらいの量を置く予定なのか」との問いに対して、「規模は少し小さくなります。飲料として、アルファ化米150食、保存水500ミリリットル240本、毛布100枚、発電機、投光器は新しく設置します」との答弁がありました。

議案第7号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、委員から「個人に報酬が振り込みされるようになると、確定申告の必要があるのか」との問いに対して、「確定申告に使っていただくため、源泉徴収票や支払証明書を作成しています」との答弁がありました。

議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員から「新たに設けられた助成対象者の内容は」との問いに対して、「市町村民税非課税世帯要介護2以上の方が対象です」との答弁がありました。

議案第9号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、委員から「介護される人が、介護する人を扶養している場合がある。毎年所得により扶養から外される場合もあり、扶養という言葉を入れると本当に困っている方に対応できないのではないか」との問いに対して、「世話をする、面倒を見るという意味で、在宅老人の生活が可能なように日常生活の世話をすることという意味で、現に扶養としています」との答弁がありました。

議案第10号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第11号、福崎町開発事業等調整条例の制定について、委員から「書類を受付する際に担当課では精査してほしい。過去に住民の方が事業者に意見を言われたが、意見を聞いてもらえず、環境が阻害されている」との問いに対して、「今回の条例案では事前協議、住民説明について町が指導できるように規定し、進出企業、事業者に一定の歯どめがかけられると考えています」との答弁がありました。

議案第12号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員から「駅前ににぎわいを求めるなら、土日や祝日に料金サービスを行ってはどうか」の問いに対して、「必要に応じて対応したいと思います」との答弁がありました。

議案第13号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員から「値上げ幅が大きい、工業団地協議会の意見は」との問いに対して、「値上げ幅が大きいという意見がありましたが、事業の必要性を説明し、ご理解をいただきました」との答弁がありました。

議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員から「補正予算の作成から時間が経過し、出納閉鎖まで約2カ月あるが、保険税収入、国庫支出金の算定はふえないか」との問いに対して、「現年度分はほぼ同じ数字になると思います。出納整理期間もありますので、徴収努力を重ねます。国庫支出金は、療養給付費、調整交付金等は変更

なる可能性があります」との答弁がありました。

議案第16号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員から「保険給付費の中で、社会福祉協議会の占める割合は」との問いに対して、「平成27年度実績でデイサービス23.95%、訪問ヘルパー34.68%、居宅介護支援のケアマネジャー29.29%、訪問入浴51.72%です」との答弁がありました。

議案第18号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第19号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、委員から「資金期末残高7,623万円となっているが、内部留保金を含めて資金高はどれほどが適当と考えているか」との問いに対して、「適当な金額の判断は難しいですが、現在と同程度の内部留保が続くように考えて、料金改定を行っています」との答弁がありました。

議案第28号、28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員から「管路整備費の増減の内容は」との問いに対して、「国庫補助分は要望に対する不採択による減額と、単独分の駅周辺整備事業に伴う下水道の布設がえによる増額です」との答弁がありました。

議案第28号、福崎町道路線の廃止及び認定について、及び、議案第29号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について、質疑はありませんでした。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案第5号から議案第13号、議案第15号から議案第20号、議案第28号、議案第29号のいずれの議案も可決するべきと決しました。

以上、委員会における付託議案の審査経過と結果を報告いたしました。

皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教常任委員長 付託議案審査の総務文教常任委員会の同日に委員会を開催し、議会開会中の4件の報告がございました。

第1点目は、福崎町公共施設等総合管理計画案についてであります。委員から「今後、公共施設の総量の縮減を図るために、公共施設の再編や外部委託、民間施設との合築などを、今後30年間でスクラップアンドビルドの考えから、延べ床面積の約10%程度の縮減を目指す」との説明に、「住民への周知をどのようにするか」との質問に、「広報誌やホームページ等で周知していきたい」との答弁がありました。また、委員から、「公共施設の老朽化に伴う総合

的な管理の計画であるが、古くなるほど価値が増加する文化財の考え方について」の質問があり、「本町には柳田國男生家等の文化財については、今後もその価値を維持していくと、そういう考え方で文化財を維持します」との答弁がございました。「現在も30年以上の経過施設が27施設ある。今後も増加する。問題指摘だけでなく、これらの施設どうするのかといったことが、この総合計画だと思います。施設を建てながら、施設の統廃合をしていく」との説明がありましたが、非常に難しい問題だと思います。

第2点目の問題は、福崎町東中学校のプールの水漏れについてであります。水漏れ工事を3月4日に実施しましたが、それでも漏水があることから、29年度予算の中で改修工事をするとのことでもあります。

3点目は、教育長の決裁権限であります。平成27年法改正により、教育長は常勤の特別職であることから、1件100万以上200万未満の金額までを支出負担行為や支出命令などを教育長に委任し、決裁権を定めようとするものであります。

4点目は、病児保育、病後児保育についてであります。神崎総合病院の改築に合わせ、保育園児の病児保育と病後児保育を検討されており、31年のオープンに本町もその事業に参加する方向で検討したいとの報告がございました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について、報告させていただきます。

委員会は、3月15日水曜日に開催しました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですので、要点のみ説明させていただきます。

3月15日の委員会において、住民生活課から公害防止協定に基づく協議事項3件及び次期ごみ処理計画検討委員会の参画に関する報告事項1件、まちづくり課から福崎工業団地協議会要望に対する回答案に関する協議事項1件、上下水道課から福崎町下水道事業経営戦略に関する報告を受けました。

住民生活課からの公害防止協定に基づく協議事項は、株式会社デービー精工福崎工場の空調機更新工事、石塚硝子株式会社福崎工場の梱包装置自動化改修工事、福崎工業団地協議会からの要望書、公害防止協定基準等の見直しにかかわる回答案についての3件であります。

株式会社デービー精工福崎工場の空調機更新工事は、老朽化のために空調機を更新するとのことです。石塚硝子株式会社福崎工場の梱包装置自動化改修工事は、省人化を図るため搬送コンベアの増設及びクラフト用梱包ロボットの設置を行うとのことです。この2件について、質疑はありませんでした。

福崎工業団地協議会からの要望書、公害防止協定基準等の見直しにかかわる回答案について、周辺市町の工業団地の騒音規制状況、騒音測定結果等の資料提出を求め、公害対策審議会からの答申を踏まえて審議を行いました。委員から「騒音測定結果で一部協定値を超えている場所がある」との問いに対して、「夜間は規制値が40デシベルで、3カ所で規制値を超えていますが、現状を確認していただくため、現状を報告しています」との答弁がありました。また、「第2種区域の騒音規制を適用する根拠は」との問いに対して、「周辺が市街化調整区域であるため、第2種区域の規制を適用します」との答弁がありました。

協議事項については、慎重審議の結果、3件とも承認することに決定いたしま

した。

次に、まちづくり課の協議事項、福崎工業団地協議会要望に対する回答案について、特に質疑はなく、委員から「その都度委員会の報告との説明があり、工業団地も施設の再整備の必要があると思うし、環境を守るという範囲の中で必要であると思う」との意見があり、委員会として回答案のとおり回答することを了承しました。

報告事項について、住民生活課から、次期ごみ処理計画検討委員会の参画について、報告を受けました。

次に、上下水道課から、福崎町下水道事業経営戦略について、報告を受けました。内容は、国の指針に基づいて、福崎町下水道事業経営戦略を策定し、計画の対象期間は平成29年度から平成38年度とし、毎年検証を行い、定期的に見直しを行っていくとのこと。委員から「内容を十分に精査する時間がない。もっと早く委員会に報告できなかつたか」の問いに対して、「平成28年度中に策定しなければ、平成29年度の一般会計繰入金等に対応できなくなるため、時間的に制約があり、非常に厳しい状況で策定しました。毎年度検証しながら、定期的な修正を行っていきます」との答弁がありました。

以上、民生まちづくり常任委員会の開会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議 長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は3月16日会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。

要点は報告書に記載のとおりでございますが、若干の補足をいたします。

事業の進捗状況についてであります。3月10日現在の用地取得で、契約数は69筆中63筆、取得完了が49筆です。一部土地収用法も視野に入れた問題もあるようですが、解決への努力を期待したいと思います。

工事及び業務委託進捗状況についても、資料により報告を受けました。

バス運行社会実験では、2月末までの利用状況は、1日当たり77.6人、2月は90.5人、乗客総数は1万7,079人とのこと。

交通広場計画は、警察との協議の中で一部変更の指示が出されたとのことでございます。

また、辻川界限に関して、三和建設所有の土地、2,290.5平方メートルの土地購入があるとのこと。これらの報告を受けました。以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員

会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第3号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第6号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第7号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第7号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第9号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第9号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第 10 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 10 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第 11 号、福崎町開発事業等調整条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 11 号、福崎町開発事業等調整条例の制定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第 12 号、福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 12 号、福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第 13 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第 13 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、

本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

1 0 番 議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に反対の立場からの討論を行います。

療養給付費一般分の7,000万円の追加は、非常に大き過ぎる見込みであると思います。このことは審議の中でも明らかになりました。この補正予算が次年度の予算見積もりのベースともなり、必要以上の住民負担増につながる恐れもあり、賛成できないものであります。以上です。

議 長 ただいま反対討論がございました。賛成討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案の

とおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第18号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第19号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第20号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)に

ついて、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

1 0 番 議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計への反対の立場からの討論を行います。

国民健康保険税の1世帯当たり1万7,000円を超える大幅な値上げを前提とした予算となっていることとあります。国民健康保険は低所得層が多い最後のセーフティネットと言われる保険です。昨年9月の資料では、年間所得ゼロが37%、100万円以下の世帯が68%を超えています。税の引き上げは生活破壊に近い大きな負担増になる世帯も出てくるのが予想をされます。費用額の見積もりが大き過ぎるのではないかと思います。28年度補正でも、1月以降の伸びを見れば、大きく見過ぎていることは明らかになっています。それを基本に29年度の伸びを見込めば、さらに大きな費用額となり、税額も大きくなります。

また、28年度末の基金残高は、予算の5,000万円よりさらに大きくなることは明瞭です。基金を取り崩さない予算構成では、増税幅がさらに大きくなります。国が27年度から配分した1,700億円は、福崎町には約1,700万円近くが入ったと思います。ここで一般会計から1,000万円近くの繰り入れを減らしたことも問題でした。

平成30年度から、県営化が背景にあります。市町村の裁量権は、税率や一般会計からの法定外繰入にも及ぶことは、国会での大臣答弁等でも明らかとなっています。また、福崎町は県内で1人当たりの医療費も低くなっており、健康づくりへの町を挙げての努力があります。これらも県営化の後、当然考

慮されるべきと考えます。

また、県営化での3税方式を前提としての予算化となっていることは、さらに混乱を増幅します。

以上の観点から、平成29年度福崎町国民健康保険事業会計には、賛成できません。5月の算定で、考え直されることを求めるものであります。

あわせて、国・県の負担がふやされることも求められているということを申し添えておきます。

以上です。

議 長 ただいま反対討論がございました。賛成討論はございませんか。

1 番 議案第22号について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険事業特別会計予算につきましては、税率の改正を見据えた内容となっており、医療・保健の分野については、近年、報道で頻繁に取り上げられるようになった高額薬剤の影響と、新聞やテレビを通じて、状況を知る機会もふえ、医療費が急増している現状を実感しますとともに、このようにふえ続ける医療費をどのように抑えれば、抑えることができるのか、大変危惧しております。

平成30年度から始まる都道府県への移行により、さらに税の引き上げがなされる状態も想定する中、現在保有している基金について、保有額を減らさず、当初予算では繰り入れは行わない。町民の皆さんの生活に負担を強いるものがありますから、負担がふえずに済むのならという思いはありますが、これからの国民健康保険事業の財政全体を考えないといけないと思います。

当初予算案については、国保財政の安定、平成29年度という単年度だけではなく、平成30年度、またその次の年度というように、加入者への急激な負担増という急変の事態を避ける、断腸の思いで賛成の討論を行いました。

5月にはいよいよ税率改正がなされていくと思いますが、その際には、加入者に係る負担増について、十分配慮、説明し、慎重に取り組んでいただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。議員各位の賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、

本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第24号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第25号、平成29年度福崎町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号、平成29年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第27号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第28号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第28号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第29号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第29号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。  
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。  
それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定いたしました。  
以上で、第471回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。  
よって、本定例会を閉会することにしたいと思います。ご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

第471回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議会が始まったときは、まだ寒さが厳しい折でありましたが、季節の移り変わりは早く、桜の便りも聞こえる今日このごろとなりました。

今定例会は3月3日に招集され、27日までの25日間の長期にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、本当にありがとうございました。

平成29年度当初予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件について慎重に審議され、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項については特に考慮をされ、業務執行の上に反映をされますよう、強く要望するものであります。

さて、私たち議員にとりましては、今期定例会が任期最後の意義深い議会となりました。過去4年間、いろいろな出来事がありましたが、本日まで福崎町議会の運営が円滑にまいりましたこと、まことにうれしく思いますとともに、皆様方に感謝を申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、去る平成27年5月から、議会において議員各位の温かいご支援とご理解を得て議長に就任して以来、今日まで大過なく責務を果たすことができました。これも議員を初め理事者の皆様の温かいご支援とご理解により、今日に至っているというふうに思っております。

議長として、福崎町や地域が少しでもよくなればと、微力ではありますが努力をしてまいりました。特に福崎町駅周辺の整備については、福崎町挙げての事業であり、福崎町の一助になればと思ひ、町長とともに国や国会議員への陳情活動も行いました。また、みなと銀行には、駅前にとどまっただけでなく、副議長とともにお願いにもあがりました。神崎郡議長会の会長として、神崎郡議長3名で、各町の要望を国会議員や県に要望いたしました。また、兵庫県町議会会長として、県下12町の議会の要望を県や県議会、国会議員にも提出をいたしました。兵庫県の要望を副知事、芦屋の市長とともに、政府や政党にも届けました。それぞれの要望が少しでも実現し、町や県が進展すればと願っております。

また、地方創生についても、西脇市で石破大臣の前で、3市1町で当町の自律(立)のまちづくり交付金事業について、発表いたしました。

4月には町議会議員の選挙が行われます。国会議員を初め、各議会議員には今、資質が問われ、大変厳しい目が向けられております。再度出馬される議員におかれましては、見事クリアされ、当選の栄を得られ、再び町民の幸せや安心・安全なまちづくりについて、議場で政策論争を展開されることをお祈りいたします。

2年間議長としてご指導、ご支援をいただき、理事者の皆さん、議員の皆様にご改めて深く感謝を申し上げ、閉会の挨拶とお礼の言葉といたします。ありがとうございました。

閉会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町議長 第471回福崎町定例議会の終わりに当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

厳しかった寒さも三寒四温を繰り返しながら、桜の開花が待ち遠しい季節とな

ってまいりました。

国の行政は、何かと慌ただしく、本来の行政とかけ離れた事ながら論議されているようであります。

昨日の3月26日に町制施行60周年記念事業、JR播但線全線開通110周年記念事業として、福崎駅にフクちゃん・サキちゃん像を設置する記念式典が開催されました。福崎高校の吹奏楽部、福崎幼稚園、サルビア幼稚園の園児たちも参加し、花を添えていただき、多くの住民の皆様の前でフクちゃん・サキちゃん設置セレモニーが行われました。今回の主催はJR福知山支社でありましたが、私も来賓としてではなく、主催者の1人として参加させていただきました。

地方創生推進交付金でつくられたカップベンチも駅構内に無事設置され、子どもたちに早速かわいがってもらっていました。もう一つの天狗ベンチは辻川界限に設置させていただいています。今後、妖怪ベンチを徐々にふやしていき、JR福崎駅から辻川界限までの観光ルートをJR福崎駅周辺整備事業、地方総合戦略等で対応していきたいと思っています。

今議会で提案させていただいた29件は、大変重要な案件であります。全議案とも可とする結果をいただき、ありがとうございました。とりわけ、一般会計を初め、事業会計、企業会計の補正予算、当初予算は、住民の生活に密着したもので、1日のおくれも出せません。また、所信表明及び本議会の質疑の中でもお答えさせていただきましたが、少子高齢化、人口減少に対応する施策が打ち出されています。とりわけ、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険は、平成30年度に大きな制度改正があります。制度設計等、職員の知識、知恵が大変重要になってくると思っています。議員の皆様方におかれましても、忌憚なき意見をよろしくお願いいたします。

4月8日には恒例の民俗辻広場まつり第11回を開催します。観光協会主催の観桜会との同時開催で、2回目のコラボとなります。多くの皆様のご参加をお待ちしています。議員の皆様方にとって、大切な時期であることは承知しておりますが、ご支援を賜りますよう、お願いいたします。

春の日差しが感じられる季節となりましたが、花冷えという言葉もありますように、まだ寒い日もあるかと思えます。大事な時期でもあります。健康に留意され、ご活躍いただきますことを祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年4月

福崎町議会議長 難 波 靖 通

福崎町議会議員 志 水 正 幸

福崎町議会議員 富 田 昭 市